



Title	中世後期の狩猟と狩猟術の書
Author(s)	賴, 順子
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/57899
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	賴 順 子
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学 位 記 番 号	第 23471 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 22 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学 位 論 文 名	中世後期の狩猟と狩猟術の書
論 文 審 査 委 員	(主査) 教授 江川 溫 (副査) 教授 藤川 隆男 准教授 栗原 麻子

論文内容の要旨

本論文は、フランス中世後期および近世初頭に見られる「狩猟術の書」の流行を、社会史および文化史の観点から考察したものである。本文および脚注は 1 ページ 924 字詰めで 154 ページを占める。この他、史資料、ビブリオグラフィが 200 ページに及ぶ。

序章では問題提起を行い、作業仮説を立てる。その仮説は、堀越宏一が著者の雑誌論文について述べていることを敷衍するもので、狩猟術の書は、王権が狩猟を知識、技術、空間、資格のすべてにおいて統制し、身分制支配の一環とする動きの中で生まれ、流行したとするものである。

第 1 章「誰が狩猟ができるのか—中世後期のフランスにおける王権、貴族と狩猟」では、まず 13 世紀から 16 世紀初頭までの狩猟に関する王令を逐一検討し、これらの王令は、文字通りの効力を持ったわけではないが、全体としては、王権が狩猟を統制しつつ貴族にそれを特権として承認するという形を定着させていったとする。次にヴァロワ王権やヴァロワ系ブルゴーニュ侯家の宮廷に関する史料を用いて、

ヴァロワ系王侯が狩猟を著しく好み、狩猟文化のパトロンであったことを明らかにする。さらにこの時期の王権が狩猟に関わるシンボルを自らのイメージ戦略に用いていたことも指摘する。

第2章「書物としての狩猟術の書」では、まず中世後期の王侯貴族の蔵書について著名な事例を手がかりに概観し、威信財としての書物のあり方を説明する。狩猟術の書もこうした蔵書の一部であった。次いで中世後期における教化の書あるいはマニュアル書の隆盛を指摘し、狩猟術の書がその一環をなしていたとする。最後に狩猟術の書を所有していた社会集団を同定し、狩猟を実践する王侯および貴族がその持ち主であったと結論する。

第3章「14-15世紀の狩猟術の書—フランス語の狩猟術の書とヴァロワ王家—」は、この論文の中核である。まず主要な狩猟術の書として14世紀に著された4点、15世紀から16世紀初頭に著された4点を詳細に分析する。そして14世紀の作品では狩猟の手順、技法が中心で獵犬を用いた狩猟が中心的に取り上げられ、狩猟を貴族に相応しい行為と主張する傾向があること、15世紀に新しく著された作品では身分観念に係わる言説は影を潜め、狩猟鳥獣の日常的な維持管理、病気の治療法が中心となること、しかしこれの世紀においても、これらの書物はヴァロワ家王侯を中心とする宮廷文化の一部として生み出されていることを指摘する。次に狩猟術の書物を保有する意味を、14世紀の貴族被叙任者ギヨーム・ド・ロリス、国王シャルル8世、16世紀のプロヴァンス貴族バルタザール・ド・グランデヴェーズの3人について論ずる。特に後2人の場合は、彼らが保有したG・タルデュフ著『鷹狩り術と獵犬の書』写本の現物の分析が議論を支えている。

結論では、冒頭の仮説を確認し、中世後期の王権を頂点とする貴族文化生成の一環として狩猟術の書物の流行を位置づける。

論文審査の結果の要旨

著者は個別の狩猟術の書物の作成、内容、伝播を詳細に把握することで、狩猟に関する文化が中世末期に著しく宮廷志向的な形態で発展したことを明らかにした。その点では同じく貴族文化に分類される騎馬槍試合のそれと大きく異なっているわけで、狩猟文化のそのような特質の指摘が、この論文の最も重要な貢献である。

また本論文にはきわめて価値の高い研究成果が含まれている。まずG・タルデュフ著『鷹狩り術と獵犬の書』について、国王と地方貴族に保有され、非常に異なる形態をとる二写本を調査し、そこから狩猟術の書が貴族社会に多様な形で受容されていくことを示したことが挙げられる。また14世紀から16世紀初頭までにフランスの貴族階級の中で広く受容された8点の狩猟術の書について、すべての内容を把握し分析したことでも特筆すべきである。

問題点を挙げるとすれば、14世紀の狩猟書に見られる傾向と15世紀のそれを、「王権による統制」の表れとして一括したことである。それによって「王権」とは何か、「統制」とは何かということについていくらかの曖昧さが残った。個別の論証についても、必ずしも説得的とは言えない部分が見られる。

しかしこのような不十分さは、今後の考察の深化によって十分に克服されうるものである。よって本論文を、博士（文学）の学位に相応しいものと認定する。